	航空自行	斯 隊 共 通 位		
仕様書の	内容による分類	役	務仕様	
種 類	性質による分類	共	通仕様	
		仕様書番号	松基LPS-V	700072
		承認年月日	令和 5年	2月15日
件 名	車両等外注整備共通仕   様書	作成年月日	令和 5年	2月 7日
		改正年月日	令和 年	月 日
		以近年月日	令和 年	月 日
		作成部隊名	第4航空団	車両器材隊

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、第4航空団(松島基地)が行う車両等外注整備共通仕様書について規定する。

1.2 仕様書の制限

この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1.3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は次による。

- a) 引用文書等 次に示す文書
  - 1) 引用文書 この仕様書に直接引用した文書
  - 2) 関連文書 この仕様書に規定した事項の参考となる文書
- b) 車両等 航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) (以下「航空自衛隊車両等整備基準」という。) に示す車両等、付属品及び予備品をいう。
- c) 部品等 純正部品、優良自動車部品、油脂及び塗料をいう。
- d) 官給品 官側から契約相手方へ提供する部品等をいう。
- e) 修理 交換、加工、板金、組立調整及び潤滑をいう。
- f) 塗装等 塗装、標識及び防錆処置をいう。
- g) 点検等 定期点検、定期検査、保安確認検査及び計画外整備をいう。
- h) 規則等 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) (以下「道路運送車両法」という。)、自衛隊の使用する自動車に関する訓令 (昭和 45 年防衛庁訓令第 1 号) (以下「自衛隊の使用する自動車に関する訓令」という。)、航空自衛隊車両等整備基準をいう。
- i) 個別TO等 車両等に適用する技術指令書及び製造会社技術資料等
- j) 保安確認検査 道路運送車両法の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)(以下「道路運送車両の保安基準」という。)に適合していることを確認する検査及び自動車の検査に伴う事務手続き等又は道路運送車両法適用除外車両については、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合していることを確認する検査をいう。
- k) 定期点検 道路運送車両法に基づく次の法定点検
  - 1) 3か月点検
  - 2) 6か月点検
  - 3) 12 か月点検
  - 4) 24 か月点検
- 1) 定期検査 航空自衛隊車両等整備基準に基づく次の検査
  - 1) I検査(6か月ごと)
  - 2) M検査(12 か月ごと)
- m) 追加整備 定期点検又は定期検査で発見された不具合の修理及び塗装

#### 車両等外注整備共通仕様書

- n) 付帯整備 保安確認検査に合わせて実施する下回り洗浄、下回り塗装及びブレーキ フルード交換
- o) 計画外整備 定期点検又は定期検査以外で発生した不具合の修理及び塗装
- p) 修理不能 契約相手方の整備能力を超えるもの、部品等が入手できない場合又は修理額が航空自衛隊物品管理補給手続 (TAFR125) の規定を超えるもの。
- q) 監督・検査 市販品(カタログ製品)の調達及び市販型車両支援整備の外注に係る 監督及び検査について(通達)(空幕調達第 215 号(124)4.3.31)のほか、次による。
  - 1) 監督 監督官が契約の履行途中において、部品等の品質の確認、工程の管理及び その他必要な事項について、契約上の要求事項に適合するか確認すること。
  - 2) 検査 検査官が車両等の品質及び数量等が契約上の要求事項に適合するか確認し、 合格又は不合格の判定を行うこと。
- r) 品質保証資料 品質保証資料は次による。
  - 1) 道路運送車両法第49条及び自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)に定める点検整備記録簿
  - 2) 修理要領明細書(別紙様式第1)及び必要に応じて使用材料を明確にする契約相手方が定めた資料又はその他品質を保証するに必要な資料等
  - 3) 車両作業用紙(別紙様式第2及び別紙様式第3)
- 1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4.1 引用文書

道路運送車両法

道路運送車両の保安基準

自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)

自衛隊の使用する自動車に関する訓令

航空自衛隊調達規則(JAFR124)(以下「航空自衛隊調達規則」という。)

航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)

航空自衛隊車両等整備基準

車両等の塗装及び標識(J.T.0.36-1-3)

車両等の防錆処置要領 (J. T. O. 36-1-52)

市販品(カタログ製品)の調達及び市販型車両支援整備の外注に係る監督及び 検査について(通達)(空幕調達第215号(124)4.3.31)

1.4.2 関連文書

道路運送車両法施行令(昭和26年政令第254号)

道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)

自動車整備標準作業点数表(社団法人日本自動車整備振興会連合会)

自動車の点検及び整備に関する手引き (平成12年運輸省告示第162号)

優良自動車部品一覧表(空幕調達第275号40.11.8)

航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令(J. T. 0.00-20B-6)

航空自衛隊装備品等整備規則(昭和46年航空自衛隊達第10号)

航空自衛隊装備品等共通整備基準(J. T. 0. 00-10-1)

車両等検査要項(T.T.0.36-1-6)

- 2 役務に関する要求
- 2.1 一般事項

この仕様書に示された引用文書等に基づき、経済的かつ効率的に作業を行わなければならない。

#### 車両等外注整備共通仕様書

### 2.2 整備作業の種類

整備作業の種類は、次に示す。

- a) 点検等
- b) 修理
- c) 塗装等
- 2.3 作業内容

この仕様書の2.2項に示す作業は、次により実施しなければならない。

#### 2.3.1 点検等

規則等及び個別TO等に基づいた点検等を実施するものとし、規則等及び個別TO等の基準に適合しない状態(おそれがある場合を含む。)にあると認められる場合は、監督官の指示を得た後、追加整備を実施するものとする。

#### 2.3.2 修理

点検等で不具合が発見された場合、監督官の指示を得た後、規則等及び個別TO等の 基準に適合するように修理をする。

#### 2.3.3 塗装等

車両等の塗装等は、特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識 (J. T. 0. 36-1-3) 及び車両等の防錆処置要領 (J. T. 0. 36-1-52) に基づき実施するものとする。

#### 2.3.4 作業の中止

次に示す場合は作業を中止し、監督官及び契約担当官に申し出るものとする。さらに 修理不能と判明した場合は、修理不能品発生(見込)報告書(別紙様式第7)を作成し 契約担当官に提出するものとする。

- a) 仕様書で規定した以外の作業が必要な場合
- b) 修理不能と判明した場合
- 2.4 部品等

必要な部品等は、官給品を除き契約相手方が準備する。

2.5 機能及び性能

車両等の機能及び性能は、規則等及び個別TO等の基準に適合しなければならない。

- 3 その他の指示
- 3.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 修理要領明細書(別紙様式第1)
- b) 車両作業用紙(別紙様式第2又は別紙様式第3)
- c) 点検整備記録簿
- d) 受領書(別紙様式第4)
- e) 返品書·材料使用明細書(別紙様式第5)
- f) 納品書·検査調書(別紙様式第6)
- g) 修理不能品発生(見込)報告書(別紙様式第7)
- h) その他監督官及び契約担当官の指示するもの。
- 3.2 官給品

契約相手方が使用しなければならない官給品は次による。ただし、必要に応じ、監督 官の指示を得た後、契約相手方が用意することができる。

- a) 下廻り防錆塗料 (シャシブラック)、ブレーキフルード、ベアリンググリース、 エンジンオイル及びロングライフクーラント
- b) その他、監督官の指示によるもの。

#### 車両等外注整備共通仕様書

#### 3.3 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、監督官が特に指示する場合を除き、修理の役務対象外とする。

#### 3.4 計測器及び試験装置

規則等の保安基準に適合していることを確認するための計測器及び検査用機器は、性能が維持されていなければならない。

#### 3.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の内容について依頼された場合は、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示
- 3.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きは、監督官又は契約担当官の指示による。

- a) 車両等の輸送(搬入、搬出)は、官側が実施する。ただし、必要に応じ、監督官の指示を得た後、契約相手方が実施することができる。
- b) 契約相手方は、次による処置の場合は、受領書(別紙様式第4)又は返品書・材料 使用明細書(別紙様式第5)を官側へ提出しなければならない。
  - 1) 車両等の受け渡しの処置
  - 2) 官給品の処置
  - 3) 交換した旧部品の返納処置

#### 3.7 品質保証

契約相手方は、車両等の引渡しから引取りまでの期間における、役務上の責任を全て負うものとする。また、官側が車両等を受領してから1年以内において、機能不良又は損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められた場合は、契約相手方が無償で修理及び塗装等を行うものとする。

#### 3.8 監督及び検査

航空自衛隊調達規則に定める監督及び検査要領及び納品書・検査調書(別紙様式第6) による資料監督方式及び資料検査方式により実施するものとする。

#### 3.9 安全管理

契約相手方は、危険物の取り扱い、高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い及びその他作業中事故を生起しやすい作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等(契約相手方が必要により定めた基準等を含む。)に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

#### 3.10 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。

修 \_\_\_\_ 領\_\_\_\_明 細 書 理 要 提出会社: 確認年月日 令和 年 月 生 4 空団 整補群 車器隊 監督官名 (型 式) 車 作 業 区 分 整備作業の行程及び内容 備考

別紙様式第1

作 業 区 分 整備作業の行程及び内容 登 1佣 1F ネ 〜 組立 塗装 官給 単位 数量 M/H 単 価 金 額 受入 分解 修理 装置区分 S/N又はP/N 品 名 交換 点検│点検│清掃│

	車両等作業用網	紙 (一	般車両	)	整備作業チェッ	ク記号	
車種		検査	をの種類	I ■ M ■ + □ 管理換:※印	× 調整 C	締付 清掃 給油	
自動車番号		所/	属部隊		××× 修理	are i.	
開始日付		完	了日付		分解したら記号を	 ○で囲む	
	点検項目	T F	記 備考	点検項目		記備	考
Ⅰ.かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・:		#E	<u> </u>
1. ハンドルの操作具				3. ホイール・ナットとホイール・:	ボルトの損傷		_
	ギヤ・ボックスのオイル漏れ	*		4. リム、サイド・リング、ホイー			_
	ギヤ・ボックスの取付けの緩み ロッド・アーム類の緩み、がた、損債	7Ar -	<del></del>	5. フロント・ホイール・ベアリン:	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>	_
	<u>ロッド・アーム類の緩み、かた、損傷</u> ント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷			6. リア・ホイール・ベアリングの: <b>Ⅳ. 緩衝装置</b>	がた		
	ナックル連結部のがた	$\overline{}$	<del></del>	N・被判表達 1. リーフ・スプリングの損傷	*	———	
7. ホイール・アライ	イメント		<del>                                      </del>	2. リーフ・サスペンションの取付部、		<del>  </del>	
	リング・ベルトの緩みと損傷		$\top$	(1)リーフ・スプリングのロボルト	、スプリング・バンド		
	リング装置のオイル漏れ、オイル量	*	工	(2)スプリング・ブラケットの取付	部		
	リング装置の取付けの緩み			(3) リーフスプリング・ピンなど連	-471		
Ⅱ.制動装置			<del>. ,</del>	(4)トルク・ロッド (ラジアス・ロ	ッド)の連結部		
プレーキ・ペダル ブレーキの効き男	レの遊び、踏込んだときの床板との隙 <sup>国合</sup>			3. コイル・スプリングの損傷		<u> </u>	
	具合 ノーキ・レバーの引きしろ	* *	<del></del>	4. コイル・サスペンションの取付部、i (1) サスペンションの各取付ポルト			
4. パーキング・ブレ		*		」 (1)サスペンションの各取付ポルト (2)サスペンションの各連結部のが	•		
	ス及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	,,,,	+	(3) サスペンションの各連結部のが (3) サスペンション各部の損傷、ボ	· <del>-</del>		
6. リザーバ・タンク		*	+	ダスト・ブーツの亀裂、損傷	· / / / 2 = 1 - 1 - 2		
7. ブレーキ・マスタ	タ・シリンダの機能、摩耗、損傷		<b>1</b>	5. エア・サスペンションのエア漏	h	<del>                                     </del>	
	ール・シリンダ機能、摩耗、損傷			6. エア・サスペンションのベロー		<del></del>	_
	スク・キャリパの機能、摩耗、損傷			7. エア・サスペンションの取付部、			_
10. ブレーキ・チャ	ンバ・ロッドのストローク	<u>_</u> _		8. エア・サスペンションのレベリン			
前左前右	± 前 mm 後 ± 前 m		ATŪ mana	9. ショック・アブソーバの油漏れ及	び損傷 ※		
育 全 後 mm	を	■ 右	後 耶	<ul><li>▼、動力伝達装置</li><li>1. クラッチ・ペダルの遊びとクラ・</li></ul>	・・エ・ペダルの切れた		
11.プレーキ・チャ	ンバの機能	一	$\overline{\top}$	1.クラッテ・ヘタルの遊びとクラ: ときの床版との隙間	シケ・ヘフ /とV/9/A vic		
				(1)クラッチ・ペダルの遊び	mar.		
[ 12.プレーキ・バル:   リレー・バルブ(	プ、クイック・レリーズ・バルブ <sub>、</sub> 「の機能	İ		(2) レリーズ・フォーク先端の遊び			
				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙	<b>間</b> <u>ma</u>		
	装置のエア・クリーナの詰まり		4	(4) ブッシュロッド寸法等	Imn		
14. ブレーキ倍力装	<del></del>	$\overline{}$	<u> </u>	2. クラッチの作用			
15. ブレーキ・カム: 16. ブレーキ・ドラ	の摩耗 ムとライニングとの隙間	-+	<del></del>	3. クラッチ液の量 4. トランスミッション トランス	ニーの土 くれ 海も	<del></del>	
L	<u>ムとフィニングとの原面</u> 一の摺動部分及びライニングの摩耗	<u> </u>		4. トランスミッション、トランス: 5. トランスミッション、トランス:			
18. ブレーキ・ドラ			_	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・		<del></del>	
19. バック・プレー			+	7. ドライブ・シャフトのユニバー		<del>  </del>	_
20. ブレーキ・ディ	スクとパッドとの隙間		+	ダスト・ブーツの亀裂と損傷	/··· · · · · · · · · · · · · · · · ·		
21. ブレーキ・パッ	ドの摩耗 *ライニング又はパッドの秩原		1	8. プロペラ・シャフト、ドライブ	・シャフト継手部のがた		
前上前	前咖酱		A10 2000	(1)スプライン部の摩耗によるがた			
[ 輪 左 <del> </del>	右	───────────────────────────────────────	後 📼	(2)自在継手部の摩耗によるがた			
22. ブレーキ・ディ			<del></del>	9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト			
	スクの摩耗と損傷 キ・ドラムの取付の緩み	<del></del>	_	10. デファレンシャルのオイル漏れ VI. 電気装置	、オイル量		
	キ・ドラムとライニングとの隙間	+	+	VI. 電気装置 1. スパーク・プラグの状態			
	キのライニングの摩耗		+	2. 点火時期			_
	キ・ドラムの摩耗と損傷		<u> </u>	3. ディストリビュータのキャップの	の状態	<del>                                     </del>	_
	ブレーキ機構の機能		<u> </u>	4. バッテリのターミナル部の緩みと			
皿. 走行装置				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	*		
1. タイヤの状態	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	*		<b>21. 原動機</b>			
	: (スペア・タイヤ含む) 場体	<u> </u>	$\dashv$	1. 低速と加速の状態		<u> </u>	
(2)タイヤの亀裂、技 (3)タイヤの溝の深;		$\vdash$	$\dashv$	2. 排気の状態			_
(3)ダイヤの溝の深さ		<u></u>		со нс	黒煙		
	- -	<del></del>		3. エア・クリーナ・エレメントの	大態		_
前左前	右後加隆左射	<b>№</b> 右 —	Řů ma	4.エア・クリーナの油の汚れと量			_
<b>軸</b> 左 後 m	後加強後加		役 700	5. シリンダ・ヘッド、マニホール	ド各部の締付状態		_
1				6. エンジン・オイルの漏れ			

7. 燃料溝れ	*	2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用 ※	T
8.ファン・ベルトの緩みと損傷	<del>-</del> *	3. デフロスタの作用	+
9. 冷却水漏れ	*	4. 施錠装置の作用	+
確. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガ	ス等の発散防止装置	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	+
1. メターリング・バルブの状態		6. マフラの機能	-
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の打	傷	7. 火花防止装置の状態	┪
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の	>損傷	8.エア・タンクの経水	+
4. チャコール・キャニスタの詰まりと打	傷	9. エア・コンプレッサの機能	1
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック	・バルブの損傷	10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能	+
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの	)緩みと損傷	11. 非常口の扉の機能	+-
7. 二次空気供給装置の機能		12. 車枠、車体の緩みと損傷 ※	+
8. 排気ガス再循環装置の機能		13. 連結装置のカプラの機能と損傷	+
9. 減速時排気ガス減少装置の機能		14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷	+
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の	損傷と取付状態	15.シート・ベルトの状態	+
区. 附属装置等		16. 開扉発車防止装置の機能	+
1. ホーンの作用	*	17. シャシ各部の給油脂状態 ※	+

者名については、※印の項目の身であれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は押印で可、検査員印 欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印	検査員印	整備幹部印	整備部隊等の長印

	車両等作業用網	氏(施設、	荷役	その他	の車両等)	整備作業チェッ		
車種			検3	上の種類	I ■ M ■ + □ 管理換:※印	× 調整 C	締清給	掃
自動車番号			所	属部隊		××× 修理	774	
開始日付	_		完	了日付			Oで	 囲む
<del>_</del>			1	記 備考	点検項目	<u> </u>	記	備考
1.かじ取り装置		-			2. ホイール・ナットとホイール・			JAN 73
1.ハンドルの操作	作具合				3. ホイール・ナットとホイール・			<del>                                     </del>
	ギヤ・ボックスのオイル		*		4. リム、サイド・リング、ホイー	ル・ディスクの損傷		<del>                                     </del>
	・ギヤ・ボックスの取付に				5. フロント・ホイール・ベアリン	グのがた		
	・ロッド・アーム類の緩み		_		6. リア・ホイール・ベアリングの	がた		
	イント・ダスト・ブーツの	の亀裂・損傷			Ⅳ. 緩衝装置			
	・ナックル連結部のがた		_		1. リーフ・スプリングの損傷	<u>*</u>		
7. ホイール・アラ				_	2. リーフ・サスペンションの取付部、			
	アリング・ベルトの緩みと				- (1)リーフ・スプリングのUボルト	*		_
	ソング装置のオイル漏れ		*		(2)スプリング・ブラケットの取付	· ·-·		
10.ハシー・ステ	アリング装置の取付けの	様み	<u>_l.</u> .		(3)リーフスプリング・ピンなど道			_
	「ルの遊び、踏込んだとき	orte i ore	<u> </u>		(4)トルク・ロッド (ラジアス・ロ	マッド) の運結部	<u> </u>	—
ブレーキの効き					3. コイル・スプリングの損傷	**************************************		
	プレーキ・レバーの引きし	<del>-</del>	<u>*</u>		4. コイル・サスペンションの取付部、i (1) サスペンションの各取付ボルト			<del> </del>
	レーキの効き具合		<u>*</u>		(1) ザスペンションの各取付ホルト (2) サスペンションの各連結部のが			4
	<u>- へいがられら</u> -ス及びパイプの漏れ、打		~		(3) サスペンションの各連結部のが (3) サスペンション各部の損傷、オ		<u> </u>	4
6. リザーバ・タン			*		ダスト・ブーツの亀裂、損傷	(-)DD 3 1 D F 0)		
	スタ・シリンダの機能、関		_	<del></del>	5. エア・サスペンションのエア漏	<u> </u>	<del> </del>	<del> </del> -
	イール・シリンダ機能、関		_		6. エア・サスペンションのベロー		├	<del> </del>
	ィスク・キャリパの機能、			-	7. エア・サスペンションの取付部		-	+
	ヤンバ・ロッドのストロ		+-	<del></del>	8. エア・サスペンションのレベリ			+
at iii r		· · · · · ·	ᅮ	<u> </u>	7 9. ショック・アブソーバの油漏れ及			
	右	左 前 mm	右上	Mi em	Ⅴ. 動力伝達装置			
	124 144	後 mm	<u>LL</u>	後 咖	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラ	ッチ・ペダルの切れた		T
11. ブレーキ・チ	ャンバの機能				ときの床版との隙間			
	ルブ、クイック・レリー	ズ・バルブ、	İ		(1)クラッチ・ペダルの遊び	aum.		
リレー・バル					(2) レリーズ・フォーク先端の遊び		<u> </u>	_
13. ブレーキ・倍	力装置のエア・クリーナ	の詰まり			(3) クラッチ・ペダルの床板との閉	間 mn		
14 - 11. 2· (+ ±	9+ 900 m 140 415		$\perp$		(4) プッシュロッド寸法等	mm	ļ	<u> </u>
14. ブレーキ倍力			-		2. クラッチの作用	<del></del>	<u> </u>	ļ
	ラムとライニングとの隙	B.7	+		3. クラッチ液の量	フェのよくい場と	—	-
	ューの摺動部分及びライ		+	<del></del>	4. トランスミッション、トランス: 5. トランスミッション、トランス:		├─	+
<u> </u>	ラムの摩耗と損傷		+	_	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・	<del></del>		<del>                                     </del>
19. バック・プレ	ートの状態	_			7. ドライブ・シャフトのユニバー			<del> </del>
20. ブレーキ・デ	ィスクとパッドとの隙間	<u></u>			ダスト・プーツの亀裂と損傷	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
21. ブレーキ・パ	ッドの摩耗 *ライニング又	はパッドの残厚			8. プロペラ・シャフト、ドライブ	・シャフト継手部のがた	<u> </u>	
	ma 前 ma 444	前皿		i in the second	(1)スプライン部の摩耗によるがた	:		1
製 左	── 右    [25]	左	右卜		(2)自在継手部の摩耗によるがた			1
後	後四二十二	後 ===		後 🚥	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト	のセンター・ベアリングのがた		
22. ブレーキ・デ	ィスクの摩耗と損傷				10. デファレンシャルのオイル漏れ	、オイル量		
	ーキ・ドラムの取付の緩				VI. 電気装置			
	ーキ・ドラムとライニン		$\perp$	_	1. スパーク・プラグの状態		<u> </u>	
	ーキのライニングの摩耗		_		2. 点火時期	- 10.46		
	ーキ・ドラムの摩耗と損	(a)	+		3. ディストリビュータのキャップ(			<b>_</b>
	全ブレーキ機構の機能				4. バッテリのターミナル部の緩みと			<u> </u>
Ⅲ. 走行装置 1. タイヤの状態		<del></del>		*	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	<u> </u>		<u> </u>
	圧(スペア・タイヤ含む	<b>)</b>		<u>~</u>	VII. 原動機 1. 低速と加速の状態			]
(2)タイヤの亀裂		,			2.排気の状態			-
(3)タイヤの溝の			-	$\dashv$	ひかない人のほ		<u> </u>	<u> </u>
*タイヤの溝の沼			سسا		со нс	黒煙		
		<del>                                  </del>			3. エア・クリーナ・エレメントの	犬態		
前 左 前 6	右衛	左	右一	前 ==	4. エア・クリーナの油の汚れと量			
輪上後		<b>在</b>	1	後 mma	5. シリンダ・ヘッド、マニホール	ド各部の締付状態		
	••				6. エンジン・オイルの濡れ			

7. 燃料漏れ	*	X. 施設、荷役、その他の車両		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷	*	1. キャリッジ	*	
9. 冷却水溝れ	*	2.操作レバーーリフト、チルト	*	
価. ぱい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散	防止装置	3. チェンーリフト、ドライブ	*	
1. メターリング・バルブの状態		4.ケーブルーウインチ、ホイスト	*	
2. ブローバイ・ガス選元装置の配管の損傷		5. シリンダーリフト、チルト	*	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		6. 油圧ポンプ	*	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		7. 一般漏えい一油、水、空気	*	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの	損傷	8. 旋回機構		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷	<del>,</del>   -	9.マスト本体、ブーム		
7. 二次空気供給装置の機能		10. 安全クラッチ、減速機構	*	
8. 排気ガス再循環装置の機能		11. ドラム	*	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能		12. 昇降機構	*	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付	<b>伏態</b>	13. コンミュテータ、ブラシ	*	
区、附属装置等	•	14. コントローラ	*	
1. ホーンの作用	*	15. パワー・テーク・オフ	*	
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	*	16. 索導記	*	
3. デフロスタの作用		17. クレーン・アタッチメント	*	
4. 施錠装置の作用		18. キャタピラ	*	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩み	と損傷	19. 排土版、スクレーパ	*	<u> </u>
6. マフラの機能		20. フィフス・ホイール	*	
7. 火花防止装置の状態		21. 補助脚	*	
8. エア・タンクの凝水	- I	22. キング・ピンー摩耗、破損、カップラ結合箇所	*	
9. エア・コンプレッサの機能		XI. かく座機収容器材		
10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バル	ブの機能	1. 操向装置	*	
11. 非常口の扉の機能		2. 操向アライメント		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	*	3. クレーン・エンジン	*	
13. 連結装置のカプラの機能と損傷		4. クレーン電気系統	*	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		5. 補助脚	*	
15. シート・ベルトの状態		6. 通話装置	*	
16. 開扉発車防止装置の機能				
17. シャシ各部の給油脂状態	*			

署名については、※印の項目の身であれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印	検査員印	整備幹部印	整備部隊 等の長印

# 主梱包番号:

																			# 'J '	***************************************	
項 目番 号	物品番号	品	名	規	格	東	位	数	量	摘	要				受		領	書			
												受 付 年月日						非消耗品 耗品の区	、消 分		
													物品	(官職氏》	名) ———						
												引。	物品管理官	(			)		<del>-</del>	証書番号	-) 
													官	取 扱 者 印	<i>E</i> .			転	記		
											:	渡	物	(官職氏》	名)	·····		- 1			
												者	品	(	年	月	E	)	(	証書番号	·)
												_	出供引 納用渡 官官者	取扱者				転	記		—
														引 渡年月日						****	
												受 領 者 者	(住 (社 (代用者	所) 名)							
												領約     者     <sub>老</sub> )		名) T						>	
		<del>                                     </del>		+				<b>_</b>				19	受領者 氏 名					(	<b>受領</b> 年	月日)	
												根	(契約担	当官)				()	契約年	E月日)	
												拠	(契約番	号)							
				<u></u>		<u> </u>						   備									
												考									
												3									
																				頁中の第	頁

項目 番号	物品番号	品名	   規 格 	単位	交付 数量	使用数量	返品数量 残 数 量	摘	要	返品書・材料使用明細書						
1												受 付 年月日		非消耗品、消 耗品の区分		
2											### ###	(官職氏名				
3											品管					
4										受	物品管理官	年月日		証書番号		
5			:							領		   取扱者	!	転記		
6	<u></u>							ļ 1		识		以1次日		料4 配		
7										者	物					
8											物品	6 B B	<u> </u>	== +· 47 D		
9											出供受 納用領 官官者	年月日		証書番号		
10	- <u>-</u> -										官官者	取扱者		転記		
11											<u>.                                    </u>	(契約担当	<u> </u> (首)	(契約:	年月日)	
12										根拠	処目的	(契約番号	<del></del>			
13										<del>.</del> .						
14										링	$\sim$	(住	所) 名)			
15										渡	契	(代用者名	<del></del>			
16										者	者	引渡年月	B			
17												引渡者				
				•	-	•		-						頁中	7の第	頁

#					•		#			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
納	入	先	航空自衛	隊 松 島	基	1		年月日		↓ · ◆中 □	<del>.    </del>	<b>'57. Δェ</b> \	∧ <del>,,,</del> ,⇒ <del>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</del>	
#							#	į		( )	音• (	、 文 領 )	<b>倹査調書</b>	
契	約 者	名					# 5	方法		5/ El ## 20	<del></del>		<del></del>	
会,	約 者 社 表 者	名					発	送駅		物 品 管 理 官 職 氏	! 官 名			
							# 分割	納入	-	物品管理官命令 物品管理簿登記	年月日 年月日			
番	達要	求  号			#	契約年月	I E	令和 <b>4</b> 年	F4月14日	証書番	号			
は記	認番号 認証番				# ;	—————— 納	期			同付 与 年 月	上日			
#	#		#	#	#		#	#	#	#	物品	出納官供用官)領者)	#	·
項目	J. J.	<b>勿品番号</b>	会社部品番 · 另		r	a <i>b</i>	374 VT	) 124 FT	T 144. E	A Har	(物品)(受	供用官) 領者)		
番号	**	勿如金万	又は規格		Ó	品 名	単位	単位	断 数 量	金 額	(国有財 受 領	産受領官) 数 量	備	考
										·	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		***	<del> </del>
						<del></del>						<u></u>		
	<del> </del>		<del></del>	<del></del> -										
······································										··			<u> </u>	
		··-							計					
検査指令	令番号			検査	判定				檢查結果及:	び物品管理官の受	入命令 <i>(</i> 受	領命会)によ	り受領した	
検査	種 類			納入年	手月 日				DATE OF THE PARTY		THI IV	(4) (1) (C	1 7 X 194 U/C <sub>0</sub>	
検査	方式			検査を	手月日				受領					ļ
検査	場所			検査	所 見				受入	令和 年	月	日		
上記の	とおり	検査結果を報	<del></del> 告する。			•	•		2/1					
令和	年	月 日	所属						物品出	納 官 所属				Ì
			所属 検査官 官職 氏名						(物品 (受領	供 用 官職				
									(国有財産党					[
注:1 納品	書((受領)検	查調書(予決令第1	.01条の9に規定する調査	をいう。))		6 #	<b>贪査所見等詳</b>	細に報告する必	、			頁	 頁中第  頁	

として使用する場合は、(受領)検査調書(納品書)の文字を抹消して使用する。

- 2 #印は、納入業者で記入する。
- 3 分割納入欄は、契約上の一括納入又は分割納入の区分及び回次1/2・2/3の如く記入する。
- 4 物品番号等は、仕様書に記載してあるものを記入する。
- 5 数量欄は、納入先ごとの納入数量を記入する

7 必要があると認めるときは、この様式に所要の事項を付け加えることができる。

- 8 検査種類は数量等又は品質及び数量等を配入する。
- 9 検査方式は受領検査指令書で指定された実施要領番号を記入する。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

# 修理不能品発生 (見込) 報告書

航空自衛隊

部隊名

契 約 担 当 官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

調達要求番号	数	量	
神足文が留う	 35^	-	
契約番号	金	額	
契約年月日	納	期	•
品名	-		

上記契約について、整備能力を超えるもの、部品等が入手できない場合又は、修理 額が航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)の規定を超えるものが見込まれますので、 指示されたく報告します。

監督官確認

年 月 日

階 級

氏 名

	航空自衛隊	<del></del> \$ 仕 核	·····································	<del></del>		
仕様書の	内容による分類		役 務		·····································	
種類_	性質による分類	-	個 別		長書	
物品番号	2310-427-6883-5		仕 様	書番	号号	
		仕様書 番号	松基LPS	s – v	000	8 6
	乗用車	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名	(DBA-KG11)	作成年 月日	令和	5年	2月	7 日
	の外注整備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	年	月	日
		作成部 隊名	第4航	空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、乗用車(DBA-KG11)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 1 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊			- "		·
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 核	 美書	
種類	性質による分類		個 別	仕枝		
物品番号	2310-424-9285-5		仕 様	書 番		
		仕様書 番号	松基LP	s-v	000	7 5
	業務車1号	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件名	(UA-WTP12)	作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の外注整備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	年	月	日
		作成部 隊名	第4組	拉空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号(UA-WTP12)の外注整備に適用する。

#### 1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072(以下「車両共仕」という。)

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 3 自動車番号

発注時に示すものとする。

- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	 \$ 仕		
仕様書の	内容による分類		役 務 仕 様 書	
種類	性質による分類		個 別 仕 様 書	
物品番号	2310-424-7649-5		仕 様 書 番 号	
		仕様書 番号	松基LPS-V00076	
	業務車3号	承認年 月日	令和 5年 2月15日	
件 名	(DBA-KG11)	作成年 月日	令和 5年 2月 7日	
	の外注整備	改正年	令和 年 月 日	
		月日	令和 年 月 日	
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊	

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車3号(DBA-KG11)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

,	航空自衛隊	* 仕	<del>棒</del>	<del></del> _				· ,	
仕様書の	内容による分類	1		役	務	仕	様		<del></del>
種類	性質による分類			個	別	仕	様	書	
物品番号	2310-427-2053-5			仕	様	書	番		·
		松基	LP:	S - B	2 3	2 6	8		<del></del>
	₩3& 4 □	承	認		令和	6	年	2月1	6 目
品名	業務車1号 (UA-W11)	作	成		令和	6	年	2月1	5日
又は     件 名		改	正		令和		年	月	日
	の 外 注 整 備		-115-		令和		年	月	日
		作所隊	大部 名		第4;	航空	<b>T</b>	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号(UA-W11)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072(以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	<b>X</b> 9			
文 否 管 理 者:第4航空团装备储器群中再器材球及		_ 明示	部分開示	不開示
一元的な管理: 同上 責任を有する者:	作成時	0		
分 額:E-10-124	区分:	1 2	3 4	5 6
作成年月日:2024.2.15				
取得年月日:	理由:			
保存期間:5年				
保存期間調了日: 2029.3.31				
本 紙 含 め:1枚				
配 布 先:なし				

航空自衛隊	七	様	書			ļ
内容による分類性質による分類			役 務			
2310-427-2053-5		_	仕 様	書番		
業務車1号	承	認	令和	6年	2月16日	
(DBA-JY12)	<del>                                     </del>		<del></del>		2月15日 月 日	_
の外注整備	作员	文部.			月 日	
	内容による分類 性質による分類 2310-427-2053-5 業務車1号	内容による分類 性質による分類 2310-427-2053-5  松基 業務車1号 (DBA-JY12) の 外 注 整 備  作品	内容による分類 性質による分類 2310-427-2053-5 <u>*** 本 記</u> (DBA-JY12)	内容による分類       役務         性質による分類       個別         2310-427-2053-5       仕様         松基LPS-B23       承認       令和         (DBA-JY12)       作成       令和         の外注整備       作成部       第4	内容による分類 性質による分類役務仕核 個別任榜2310-427-2053-5仕様書番機基LPS-B23269 承認 令和6年 作成 令和6年 令和 年 令和 年 令和 年	内容による分類     役務仕様書       性質による分類     個別仕様書       2310-427-2053-5     仕様書番号       松基LPS-B23269       承認     令和6年2月16日       作成     令和6年2月15日       ウ和年月日       ウ和年月日       作成     年月日       作成     年月日       作成     年月日       中成部     年月日       作成部     年月日

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号(DBA-JY12)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 3 自動車番号発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

文 書 管 理 者:第4航空団型電腦総群車両路科保疫	Ĺ	運業	部分開示	不開示
一元的な管理: 同上 責任を有する者:	作成時	0		
分 類:E-10-124 作成年月日:2024、2:15	K A:	1 2	3 4	5 (
取得年月日: 保存期間:5年	理由:			
発存期関係TB: 2029. 3. 3I				
本 紙 含 め:1枚 配 有 先:なし。				

	航空自衛隊		長 書			
仕様書の	内容による分類			仕 4	<b>養</b>	
種 類	性質による分類		個 別	仕 核	 美	
物品番号	2310-427-3327-5		仕 様	書	<b>₩</b> 号	
		仕様書 番号	松基LP	s-v	00082	
	小型人員輸送車 (UD-DVW41、	承認年 月日	令和	5年	2月15日	3
件 名	ABG-DVW41)	作成年 月日	令和	5年	2月 7日	3
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月 日	3
		月日	令和	年	月月	3
		作成部 隊名	第4舶	九空団	車両器材隊	<b></b>

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、小型人員輸送車(UD-DVW41、ABG-DVW41)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	—	· 書			
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 核	養書	
種類	性質による分類		個 別	仕 核	長 書	
物品番号	2310-427-6529-5		仕様	書番	子 号	
		仕様書 番号	松基LP	s-v	000	8 4
	トラック1/4t4×4 小型業務車	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件名	(DAA-HNT32)	作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	B
		月日	令和	年	月	日
		作成部 隊名	第4舶	1空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 1/4 t  $4 \times 4$  小型業務車 (DAA-HNT 3 2) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 3 自動車番号発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊		 ŧ 書	<u> </u>	<u> </u>	
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 核	* 書	
種類	性質による分類		個 別	仕 核	善	
物品番号	2310-427-6529-5		仕様	書	子 号	·
		仕様書 番号	松基LP	s-v	000	8 5
	トラック1/4t4×4 小型業務車	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名	(日産DBA-NT31)	作成年 月日	令和	5年	2月	7 日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	B
		月日	令和	年	月	日
		作成部 隊名	第4舶	<b>忙空</b> 団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 1/4 t  $4 \times 4$  小型業務車(日産DBA-NT 3 1)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	·····································	<del></del>			
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 様	美 書	
種_ 類	性質による分類		個 別	仕 核		
物品番号	2310-424-7205-5		仕様	書	子 号	
		仕様書 番号	松基LP	s-v	001	0 0
	救急車 (4×4)	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名	(CBF-CS8E26)	作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	年	月	日
		作成部 隊名	第4舶	· 空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、救急車(4×4)(CBF-CS8E26)の外注整備に適用する。

#### 1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊		 美書			<u> </u>
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 核	 美書	
種 類	性質による分類		個 別	仕様	美 書	·
物品番号	2310-424-3910-5		仕様	書る	备 号	<u> </u>
		仕様書 番号	松基LP	S-V	000	7 4
	業務車4号	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名	(CBF-TRH223B)	作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の外注整備	改正年	令和	年	月	B
		月日	令和	年	月	F
		作成部 隊名	第4制	· 空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車4号(CBF-TRH223B)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 3 自動車番号
  - 発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊		<del></del>			
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 核	養書	
種 類	性質による分類		個 別	仕 核	書	
物品番号	2320-426-1087-5		仕様	書番	子 号	
		仕様書 番号	松基LP	s – v	000	7 8
	有線整備車 (トヨタSKG	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名	-XZC605V)	作成年 月日	令和	5年	2月	7 日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	年	月	日
		作成部 隊名	第4舫	空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、有線整備車(トヨタSKG-ХΖС605V)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072(以下「車両共仕」という。)

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 3 自動車番号

発注時に示すものとする。

- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空角衛隊	<b>基本</b>	<del></del> 義 書			
仕様書の	内容による分類	<u> </u>	役 務		 策 書	
種類	性質による分類				<del>水 <u> </u></del>	<u> </u>
物品番号	2310-427-4730-5	<del></del>			<del>3</del> _ 番 号	
		仕様書 番号	松基LP			8 7
	ユーティリティ整備車	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名	(CBF-TRH200V)	作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の外注整備	改正年	令和	年	月	日
	ì	月日 <del></del>	令和	年	月	日
4 60 00		作成部 隊名	第4航		車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、ユーティリティ整備車(CBF-TRH200V)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

		·				
	航空 自衛 隙	<b>发 仕 #</b>	 美書			
仕様書の	内容による分類		 役 務	仕 *	 様 書	<del></del>
種類	性質による分類	<del> </del>	個別		<u>隊 音</u> 様 書	
物品番号	2310-427-8136-5		仕様		<u>隆 章</u> 番 号	
	仕様書 番号	松基LP			8 8	
	高規格救急車 (トヨタCBF -TRH226S) 名	承認年 月日	令和	5年	2月1	5 月
件 名		作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	年	<del></del> 月	日
1 % 日山		作成部 隊名	第4航	空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、高規格救急車(トヨタCBF-TRH226S)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空角衛隊	 \$ 仕 #	 美書			
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 柞	<del></del>	
種 類	性質による分類		個 別		<del>~</del> 策 書	
物品番号	2310-427-8137-5		仕 様		<del></del>	
		仕様書 番号	松基LP	s-v	7000	8 9
	業務車2号(緊急用)	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名	(DBA-ZRT261)	作成年 月日	令和	5年	2月	5日
	の外注整備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	年		日
4 60 Pd		作成部 隊名	第4舫		車両器	材隊

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車2号(緊急用)(DBA-ZRT261)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 3 自動車番号発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	女 仕 枝	<del></del> 美書			
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 柞	<del></del> 策 書	_
種類	性質による分類		個 別	仕	 兼 書	
物品番号	2310-427-8922-5		仕様	書者	番 号	
	仕様書 番号	松基LP	s-v	7000	9 0	
	業務車1号	承認年 月日	令和	5年	2月1	5 日
件 名	(トヨタDBA-ZGE20)	作成年 月日	令和	5年	2月	7日
		改正年	令和	<del>年</del>		日
		月日 ————	令和	年	月	B
- AA Bu		作成部 隊名	第4射	空団	車両器	——— 材隊

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号(トヨタDBA-ZGE20)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 3 自動車番号発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

					<del></del>	<del></del>
	航空 自衛 隊	\$ 仕 \$	養書			
仕様書の	内容による分類		 役 務	仕 核	養 書	
種類	性質による分類				<del>**</del>	
物品番号	2310-427-8924-5		<u></u>		<del>* 号</del>	
	仕様書 番号	松基LP			9 1	
	業務車1号(4×4)警務用	承認年 月日	令和	5年	2月1	5 月
件 名	(DBA-ZGE25G)	作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の外注整備	改正年	令和	年	 月	日
		月日	令和	年	 月	日
		作成部 隊名	第4射	 [空団	車両器	 材隊

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号( $4 \times 4$ ) 警務用(DBA-ZGE25G)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

		<del></del>	<del></del> 養 書	<del></del>		<del></del>
仕様書の	内容による分類		 役 務		_ <b></b> 策 書	
種類	性質による分類		個 別		<del>***                                  </del>	-
物品番号	2320-286-2395-5		仕 様		<del></del>	
	仕様書 番号	松基LP	s-v	000	9 3	
	1 1/2 t トラック (トヨタXCD30) 名 の 外 注 整 備	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名		作成年 月日	令和	5年	2月	7日
:		改正年	令和	年	月	日
		月日 ————————————————————————————————————	令和	— 年	 月	日
4 66 111		作成部 隊名	第4射	空団	車両器	——— 材隊

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、1 1/2 tトラック(トヨタXCD30)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

			 策 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	, , , , ,	2		<b>美</b> 書	
物品番号	性質による分類 2320-425-0981-5		<u>個別</u> 仕様		<del>第</del> 書 番号	
		仕様書 番号	松基LP			9 6
	トラック1/4t4×4 小型業務車	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名	(トヨタKR-HDJ101K)	作成年 月日	令和	5年	2月	 7 日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	年	月	 日
x		作成部 隊名	第4射	空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 1/4 t  $4 \times 4$  小型業務車(トヨタKR-HD J 1 O 1 K)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 1 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	<del></del>	 <b>美</b> 書			
仕様書の	内容による分類			仕 柞	* 書	
種 類	性質による分類		個 別	仕 柞	<del></del>	
物品番号	2310-428-2708-5		仕 様	書 看	番 号	
		仕様書 番号	松基LP	s-v	001	0 1
	業務車1号(4×4) (トヨタ3BA	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名	-NZE164G)	作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	— 年	月	日日
		作成部 隊名	第4射	空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号  $(4 \times 4)$  (トヨタ3BA-NZE164G) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	<del></del>	 美 書	<del>-</del>	<u> </u>	
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 柞	 兼 書	
種類	性質による分類		個 別	仕 杉	<del></del> 策 書	·
物品番号	2310-424-3305-5		仕 様	書 看	子 号	
		仕様書 番号	松基LP	s-v	000	7 3
	小型人員輸送車 (KK-BE63CE) 名 の 外 注 整 備	承認年 月日	令和	5年	2月1	. 5 月
件 名		作成年 月日	令和	5年	2月	7日
		改正年	令和	年	月	日
		月日 ————	令和	年	月	Image: contract of the contract
		作成部 隊名	第4部	 t空団	車両器	— <del>—</del> }材隊

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、小型人員輸送車(KK-BE63CE)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	 \$ 仕 #	<del></del> 美 書	<del></del>		
仕様書の	内容による分類			仕 杉	 養書	<del></del> -
種類	性質による分類	_	個 別		<del>*</del> 策 書	
物品番号	2310-424-9180-5		仕 様		₩ 号	
		仕様書 番号	松基LP	s-v	000	7 7
	大型人員輸送車1号	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
品名	(LKG-MS96VP)	作成年	令和	5年	2月	7日
件 名	の外注整備	改正年	令和	年	月	B
		月日 <b>—</b> ——	令和	年	 月	日
7 6/4 8/1		作成部 隊名	第4射	 [空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、大型人員輸送車1号(LKG-MS96VP)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 3 自動車番号発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	* 仕	様	書					
仕様書の	内容による分類			役	務	仕	様	書	
種類	性質による分類					仕	様	書	·· <u> </u>
物品番号	2320-425-0719-5			 仕	様	書	番	<del></del> 号	
		松基	LPS	S-B	2 3	2 7	0		
	トラック2t4×2カーゴ	承	認		令和	6	<del>—</del> —	2月1	6日
品 名     又は	(三菱FBA20)	作	成		令和	6	年	2月1	5日
件 名	•	改正	ᇓᇎ		令和	:	年	月	日
	の 外 注 整 備				令和		年	月	日
		作成隊			第4 <sub>9</sub>	航空	<u> </u>	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック2 t 4×2カーゴ(三菱FBA20)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 3 自動車番号発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

文 春 年 現 情	#4						_
文 書 管 理 者:第4載空國院商補給群車再總科隊長		0	乖	多分	閣示	不同	床
一元的な管理:同上 責任を有する者:	作成時		٥	Γ			_
分 狐:E-10-124 作成年月日:2024.2.15	医分:	1	2	3	4	5	-
取得年月日: 保存期間:5年	理由:						
度存得関係で用:2029.3.31 本 紙 含 め:1位							_

	航空自衛隊	女 住 様	書			
仕様書の	内容による分類		2	· 仕	<del></del>	
種類	性質による分類		個 3	」 仕	様 書	_
物品番号	2320-425-0719-5		仕 棉	書	番号	-
		松基LP	S-B2	3 2 7	1	
1 _	トラック2t4×2カーゴ	承認	令和	中 6年	2月16日	
品 名   又は	(PA-FE70BB)	作成	令和	0 6年	2月15日	
件名		改正	令利	印 年	月 日	
	の外注整備		令和	中 年	月 日	
		作成部   隊名	第4	4 航空団	車両器材隊	Ť

## 1.1 適用範囲

- この仕様書は、トラック2t4×2カーゴ(PA-FE70BB)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 3 自動車番号発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	#1					
文 書 管 理 者 : 第4载交团整备输除非审问器村民及		- 東宗	部分	劑	不同	示
一元的な管理: 同上 質任を有する者:	作成均	0				_
分 额:E-10-124 作成年月日:2024.2.15	区分:	1 2	3	4	5	f
版 得 年 月 日 : 및 存 期 間 : 5年	理由:					
<b>3.存無関係了6 : 2029、3.31</b>				-		-
本 紙 含 め:1枚 型 ・布 ・先:なし。						

	航空自衛隊	<del></del>	 美書	·- <u></u>		<u>_</u>
仕様書の	内容による分類		 役 務	仕札	 策 書	<u> </u>
種 類	性質による分類		個 別	仕 柞	<del></del>	
物品番号	2320-283-2264-5		仕 様	書者	番 号	
	仕様書 番号	松基LP	S-V	7000	9 2	
:	1/2 t トラック (V 1 6 B B R S F A)	承認年 月日	令和	5年	2月1	5 日
件名		作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の外注整備	改正年	令和	年	月	月
		月日	令和	年		Ħ
(4) 171		作成部 隊名	第4射	 i空団	車両器	  材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、1/2 t トラック(V16BBRSFA)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 1 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	仕	—— 様	書						
仕様書の種	内容による分類			役	務	仕	様	書		
物品番号	性質による分類 2320-426-3782-5	_		<u></u> 個 仕	<u>別</u> 様	<u>仕</u> 書	様 番	書  号		
		松基	LPS	S-B			-			
	トラック2 1/2 t 4×4		認		合和	6 4	年 年	2月1	6日	
品名しては	カーゴ (PDG-FTS34S2)	_作	成	4	<b></b>	64	年	2月1	5日	
件 名	(IDG F133432)	改	Œ	4	予和		年	月	日	
	の 外 注 整 備			4	和		年	月	月	
		作成隊		罗	售4角	坑空[	<b></b>	車両器	材隊	

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 2 1/2 t  $4 \times 4$  カーゴ(PDG-FTS 3 4 S 2)の外注整備に適用する。

## 1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072(以下「車両共仕」という。)

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 3 自動車番号

発注時に示すものとする。

- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

文 書 管 理 者:第4帧空间整编相数即再隔40段是		開示	部分開示	不削示
ス 音 E 理 名: BMM 空間坐論機能師中用品所はを 一元的な管理: 同上 責任を有する者:	作成時	٥		
分 類: E-10-124 作成年月日: 2024. 2, 15	区分:	I 2	3 4	5 6
取得年月日: 保存期間:5年	理由:			
R 存用資本 T B : 2029, 3, 31				
本 紙 含 め:1枚 配 有 先:なに。				

	航空自衛隊	* 仕	様	書			·			
仕様書の	内容による分類			役	務	仕	様	書		
	性質による分類			個	別	仕	様	書		
物品番号	2320-426-3782-5		_	仕	様	書	番	号		
ľ		松基	LP:	S-B	2 3	2 6	7	-		
	トラック2 1/2 t 4×4	承	認	2	令和	64	年	2月:	16日	
品名	カーゴ (いすゞFTS34F4)	作	成		<b>合和</b>	64	年	2月	15日	
件 名	(V·9 > F 1 S S 4 F 4)	745	改正		令和	4	年	月	月	
	の 外 注 整 備				合和	4	Ŧ	月	日	
				ĝ	育4∦	抗空	 团	車両器	計隊	

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 2 1/2 t  $4 \times 4$  カーゴ(いすゞFTS 3 4 F 4)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 3 自動車番号発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

文 査 管 規 情	78			
文 書 管 理 者: 第4单空間整備維料車両線料理長		開示	整分侧示	不開示
一元的な管理: 両任を有する者:	作底時	0		
分 類: E-10-124 作成年月日: 2024. 2, 15	医分:	1 2	3 4	5 (
取将年月日: 果存期間:5年	建由:			
『存用問題了自: 2029.3.31 本 紙 含 め:1枚				

			 養 書		<del>-</del>	
仕様書の	内容による分類				 美書	<u> </u>
種類	性質による分類				* 書	
物品番号	2320-422-3677-5		仕 様		<del></del>	
		仕様書 番号	松基LP	s-v	000	9 4
	トラック3 1/2t6×6 (2tクレーン付) (いすゞSKW462)	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名		作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	年	<del></del> 月	日
1 600 Pul		作成部 隊名	第4舫	.空団	車両器	材隊

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 3 1/2 t  $6 \times 6$  (2 t クレーン付) (いすゞ S KW 4 6 2) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	航空自衛隊	———— <b>於</b>	<del></del> 羨 書		<del>-</del>	
仕様書の	内容による分類				 策 書	
種類	性質による分類		個 別		<del> </del>	
物品番号	2320-426-1643-5		仕様	書者	番 号	
	仕様書 番号	松基LP	s-v	7000	9 7	
	トラック2 1/2t4×2 カーゴ (FRR35G3)	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名		作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	日
		月日	令和	年	月	日
(0.51)		作成部 隊名	第4舫	 [空団	車両器	材隊

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 2 1/2 t  $4 \times 2$  カーゴ (FRR 3 5 G 3) の外注整備 に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 3 自動車番号発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

	 航空自衛		<del></del> 羨書			<del>-</del> -
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 ;	 策 書	
種類	性質による分類		個 別		<del>※                                    </del>	
物品番号	2320-427-9853-5		仕 様		番 号	
	仕様書 番号	松基LP	S-V	7001	0 2	
	弾薬運搬装填車	承認年 月日	令和	5年	2月1	5 月
件 名	(SKW477)	作成年 月日	令和	5年	2月	7日
	の外注整備	改正年	令和	年	— 月	日
		月日	令和	年	月	日
4 40 Di		作成部 隊名	第4航	空団	車両器	——— 材隊

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、弾薬運搬装填車(SKW477)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

		<b>*</b> 仕 ‡		<del>-</del>		
仕様書の	内容による分類				 様 書	
種類	性質による分類		個 別		<del>三</del> 様 書	
物品番号	2310-427-2830-5		仕 様	書	番 号	
		仕様書 番号	松基LP	S - V	7000	8 1
	トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車 (CBA-RD7)	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件 名		作成年 月日	令和	5年	2月	7 日
	の 外 注 整 備	改正年	令和	年	月	月
		月日	令和	年	月	日
		作成部 隊名	第4航	 空団	車両器	 材隊

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 1/4 t  $4 \times 4$  小型業務車 (CBA-RD7) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義
  - この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

			 策 書			
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 村	 策 書	
種類	性質による分類		個 別		<del>三</del> 策 書	
物品番号	2310-427-3452-5		仕 様	書	 番 号	
	仕様書 番号	松基LP	s-v	7000	8 3	
	業務車2号(4×4) (DBA-GE7) 件 名	承認年 月日	令和	5年	2月1	5日
件名		作成年 月日	令和	5年	2月	7 日
ļ	の外注整備	改正年	令和	年	 月	日
		月日	令和	年	月	日
40 84		作成部 隊名	第4航	空団	車両器	 材隊

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車2号(4×4)(DBA-GE7)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

航空自衛隊仕様書									
仕様書の	内容による分類	Ţ <del>-</del> -	 役 務	仕 ‡	 策 書				
種類	性質による分類		個 別		<del>①</del> 策 書				
物品番号	2320-426-1643-5		仕 様		番 号				
件 名	トラック2 1/2t4×2 カーゴ (ADGーFD7JGWA、 日野SKGーFD9JGAA) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LP	s-v	7000	98			
		承認年 月日	令和	5年	2月1	7 日			
		作成年 月日	令和	5年	2月	7 日			
		改正年 月日	令和	年	月	F			
			令和	年	 月	月			
		作成部 隊名	第4射	空団	車両器	材隊			

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 2 1/2 t 4×2カーゴ (ADG-FD7 J GWA、日野 S K G-F D 9 J G A A) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。

航空自衛隊仕様書									
仕様書の	内容による分類		役 務	仕 ‡	 策 書				
種類	性質による分類		個 別	仕札	 策 書				
物品番号	2320-426-2357-5		仕 様	書	 番 号	_			
件 名	トラック 4×4 ダンプ中型 (ADG-CF4XL) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LP	s-v	000	9 9			
		承認年 月日	令和	5年	2月1	5日			
		作成年	令和	5年	2月	7日			
		改正年 月日	令和	年	月	日			
			令和	年	月	日			
		作成部 隊名	第4射	空団	車両器	 材隊			

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック  $4 \times 4$  ダンプ中型 (ADG-CF4XL) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

- 2 用語の定義 この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。
- 自動車番号
   発注時に示すものとする。
- 4 役務に関する要求事項 車両共仕の2項による。
- 5 その他の指示 車両共仕の3項による。